

平成24年3月14日

## 第5期葛飾区介護保険事業計画（案）等諮問事項に対する 葛飾区介護保険事業審議会の答申について

介護保険課

### 1 概要

第5期葛飾区介護保険事業計画（平成24～26年度）の策定にあたり、計画において定める事項及び保険料の賦課、徴収に関する事項について、平成24年1月31日付開催の葛飾区介護保険事業審議会に区長が諮問した。

平成24年3月9日開催の葛飾区介護保険事業審議会において、同審議会会長から区長に答申があったので報告するもの。

### 2 諮問事項

- (1) 介護保険事業計画に定める事項
- (2) 保険料の賦課、徴収に関する事項

### 3 葛飾区介護保険事業審議会の答申

別添のとおり



平成 24 年 3 月 9 日

葛飾区長 青木 克徳 様

葛飾区介護保険事業審議会

会長 河合 克義



### 答 申 書

平成 24 年 1 月 31 日付 23 葛福介第 8 7 8 号で諮問のあった、介護保険事業計画において定める事項及び保険料の賦課、徴収等に関する事項については、下記のとおり適切であると考えます。

本審議会は、答申書の取りまとめにあたり、専門部会を設置して審議を重ねたほか、当局へのヒアリングも実施しました。また、パブリックコメントに寄せられた意見を参考とするなど、多くの区民の意見を取り入れたものになるよう努めました。一部の項目については、当審議会としての要望を付記するとともに、事業計画が区民によりわかりやすいものとなるよう、当審議会においてまとめた介護保険事業計画書（案）も添付しました。

貴区が、本答申を尊重し、保険者として介護保険事業計画に掲げる基本目標の達成に向けて力を注ぐとともに、区民が安心して地域で生活ができることができるよう、制度を適切に運営することを望みます。

### 記

#### 1 介護保険事業計画において定める事項について

##### (1) 計画策定の基本的考え方

適切である。

[要望] 法改正への対応について、介護保険法の改正で新たに地域密着型サービスとして位置付けられた 24 時間対応の定期巡回・随時対応型

サービス及び複合型サービスについては、葛飾区独自サービスの24時間訪問介護支援を維持した上で、他自治体における新サービスの実施状況、葛飾区におけるニーズ及び事業者の参入意向等の把握に努められたい。

(2) 介護保険サービス

適切である。

[要望] 地域包括支援センターについては、通称名を付け、区民にわかりやすく馴染みやすくすることを評価する。計画書にも通称名を記載するとともに、引き続き地域包括支援センターの役割の周知と機能強化に努められたい。

(3) 介護保険事業の現状

適切である。

(4) 給付費の見込みと保険料

適切である。

[要望] 介護基盤整備について、介護基盤整備における努力と実績については評価する。また、葛飾区の特別養護老人ホーム優先入所基準については、他に類を見ない柔軟性及び利用者の利便性への配慮を高く評価する。今後も施設入所を希望する区民ができるだけ早く入所できるよう、努力されたい。

保険料について、保険料基準額の設定は適切である。また、所得段階と乗率の設定にあたり、低所得者に配慮していることを評価する。保険料額の上昇について、被保険者への周知と丁寧な説明を行うことを希望する。

なお、制度の財源について、国・都の負担金・補助金の比率を高め、保険料の比率を低くすることで保険料額を抑制するよう、引き続き国に要望していくことを希望する。

(5) 適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上

適切である。

[要望] 介護サービス事業者の指導・育成について、当局に取組内容をヒアリングしたところ、専管の組織を整備し、区独自の研修体制を構

築するなど評価できる状況であった。引き続き、介護サービス事業者の指導・育成に努められたい。

(6) 介護保険事業計画の推進

適切である。

2 保険料の賦課、徴収等に関する事項

適切である。

[要望] 年1回の確定賦課（6月）及び通知書の一体化については、国民健康保険料と同一方式にすることによって、区民から見てわかりやすくなることは明らかであり、印刷や郵送料などの経費削減も期待できる。

しかし、保険料の10回割りについては、保険料年額は同額であるものの、従来の12回割りを10回割りとすることから、保険料基準額の上昇と併せ大幅な上昇であると誤解されることのないよう、保険料を納付する方々にわかりやすく丁寧に説明することを強く要望する。

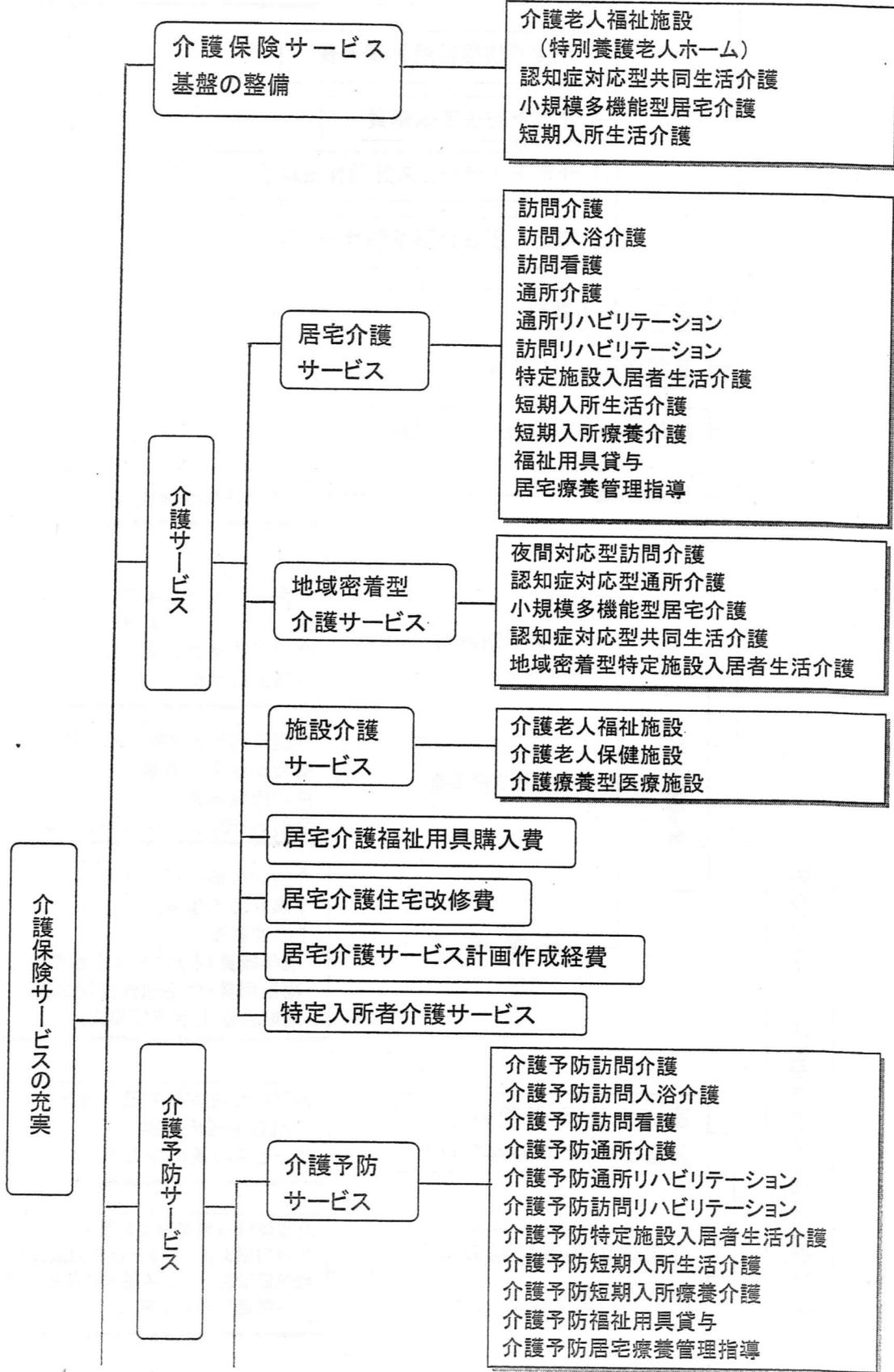
# 第5期葛飾区介護保険事業計画(案)

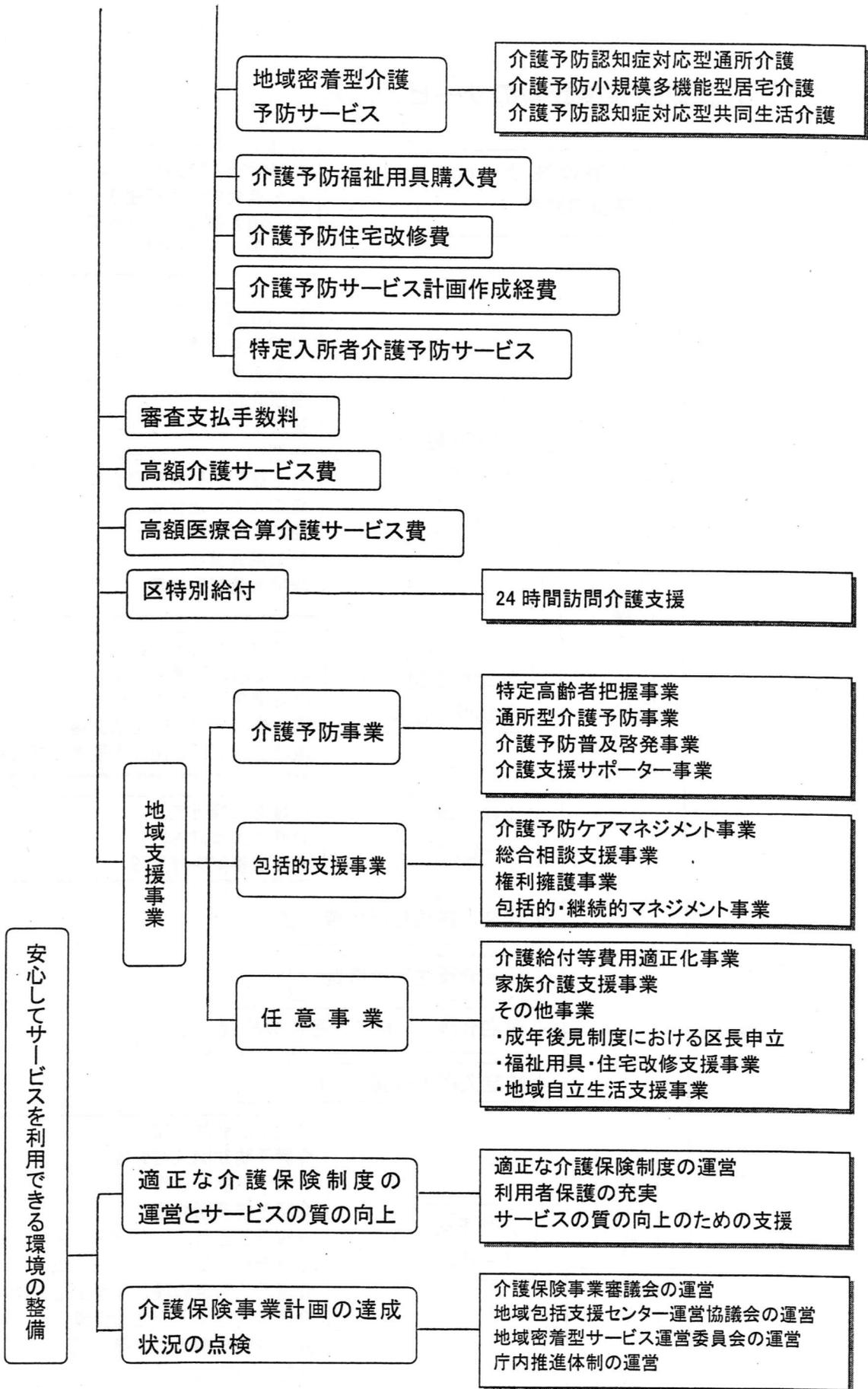
**抜 粋**

(平成24年度～平成26年度)

葛飾区介護保険事業審議会

## (5) 介護保険事業計画のサービス体系





このページは白紙です

### (3) 介護サービス

区の要介護認定により、常時介護が必要と判定された要介護者には、介護の必要の程度に応じた介護サービスが提供され、その費用は、要介護度に応じた区分支給限度額の範囲内において、介護保険から給付されます。

#### ○ 居宅介護サービス

##### <居宅介護サービスの種類>

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護
- ③ 訪問看護
- ④ 通所介護
- ⑤ 通所リハビリテーション
- ⑥ 訪問リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護
- ⑧ 短期入所生活介護
- ⑨ 短期入所療養介護
- ⑩ 福祉用具貸与
- ⑪ 居宅療養管理指導

#### ○ 地域密着型介護サービス

地域密着型介護サービスは、住み慣れた地域で要介護者等の生活を支えるという観点から、要介護者等の日常生活圏域内にサービス事業者等を確保し、区民を対象として提供するサービスをいいます。

日常生活圏域を配慮して各種の地域密着型介護サービスを整備します。このサービスを提供する事業者の指定及び介護報酬の設定は区が行います。

##### <地域密着型介護サービスの種類>

#### ① 夜間対応型訪問介護

居宅でサービスを受ける高齢者を対象に、夜間、深夜又は早朝の定期的な巡回訪問又は通報を受けて、排泄介助等のサービスを提供します。

#### ② 認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、機能訓練等のサービスを提供する通所施設です。

#### ③ 小規模多機能型居宅介護

日常生活で介護が必要になり、在宅生活が困難な状態になっても、継続して自宅で生活できるよう、「通い（デイサービス）」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて「ヘルパーの訪問」や「泊まり（ショートステイ）」を、1か所で提供する複合的な介護サービスです。

④ 認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が、少人数で共同生活をしながら、日常生活の援助や、機能訓練が受けられる住まいです。一定の要件を満たす事業所では、ショートステイが利用できます。

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

ケアハウス等で、その入居者が要介護1以上の区民又はその配偶者に基本的に限定され（介護専用型特定施設）、入居定員が29名以下の施設です。介護サービスは施設が直接提供します。

○ 施設介護サービス

<施設介護サービスの種類>

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

② 介護老人保健施設

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、平成29年度末に廃止予定となっています。区としては、当該施設から介護保険施設等への転用を支援する役割を担う東京都と連携しながら、当該施設利用者に必要なサービスが今後も継続的に提供できるように努めます。

○ 居宅介護福祉用具購入費

○ 居宅介護住宅改修費

○ 居宅介護サービス計画作成経費

○ 特定入所者介護サービス

#### (4) 介護予防サービス

区の要支援認定により、要介護状態となるおそれがあり日常生活に支援が必要とされた要支援者には、介護予防サービスとして、施設サービスを除いた介護サービスとほぼ同様のサービスが提供されます。

##### ○ 介護予防サービス

###### <介護予防サービスの種類>

- ① 介護予防訪問介護
- ② 介護予防訪問入浴介護
- ③ 介護予防訪問看護
- ④ 介護予防通所介護
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション
- ⑥ 介護予防訪問リハビリテーション
- ⑦ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑧ 介護予防短期入所生活介護
- ⑨ 介護予防短期入所療養介護
- ⑩ 介護予防福祉用具貸与
- ⑪ 介護予防居宅療養管理指導

##### ○ 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスは、要支援1又は要支援2の高齢者が対象となります。提供されるサービスは基本的に地域密着型介護サービスと同じです。介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は要支援2の方のみとなります。

###### <地域密着型介護予防サービスの種類>

- ① 介護予防認知症対応型通所介護
- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

##### ○ 介護予防福祉用具購入費

##### ○ 介護予防住宅改修費

##### ○ 介護予防サービス計画作成経費

##### ○ 特定入所者介護予防サービス

## (5) 審査支払手数料

保険給付審査を委託している国民健康保険団体連合会に支払う手数料です。

## (6) 高額介護サービス費

1割の利用者負担額が月額で一定の額を超えた場合、超過分を支給します。施設での食費、居住費、日用品費及び利用限度額を超えて自己負担した分は対象となりません。

## (7) 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の利用者負担額を世帯で合算した額が年額で一定の額を超えた場合、超過分を支給します。

## (8) 区特別給付

### 24時間訪問介護支援

「夜間対応型訪問介護」サービスで通報装置をご利用中の方を対象に、昼間の時間帯においても緊急時にヘルパーを派遣する葛飾区独自の「随時訪問介護支援」サービスを提供します。

## (9) 地域支援事業（地域支援事業計画）

### 1) 地域支援事業の目的

高齢者の皆さんが要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、その居宅において、健康で自立した日常生活をおくることができるよう支援することを目的として実施します。

### 2) 介護予防事業

#### ①介護予防特定高齢者施策

介護予防上の支援が必要と認められる虚弱な状態にある高齢者を対象とし、その方の生活機能や心身の状態等を踏まえて、生活機能の維持・向上を図るためのサービスを提供します。

※特定高齢者とは、要支援・要介護状態になるおそれの高い虚弱な高齢者をいいます。

### (3) 介護サービス諸費の 推計

		第4期実績			
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度見込	平均倍率
I 介護サービス諸費		19,784,909,014	21,056,657,029	22,544,601,307	1.07
1 居宅介護サービス給付費		9,506,476,356	10,407,757,145	11,577,247,130	1.10
(1) 訪問介護	給付費(円)	2,636,270,055	2,789,963,881	3,071,483,738	1.08
	供給量(回数/年)	585,656	625,222	※ 969,816	1.31
	利用者数(月)	3,357	3,575	3,933	1.08
(2) 訪問入浴 介護	給付費(円)	390,785,203	403,484,632	413,005,376	1.03
	供給量(回数/年)	31,638	32,444	32,712	1.02
	利用者数(月)	575	587	602	1.02
(3) 訪問看護	給付費(円)	432,702,026	466,993,749	498,948,550	1.07
	供給量(回数/年)	58,439	62,581	67,817	1.08
	利用者数(月)	939	986	1,053	1.06
(4) 通所介護	給付費(円)	2,574,681,072	2,881,532,175	3,354,425,838	1.14
	供給量(回数/年)	292,394	347,736	409,920	1.18
	利用者数(月)	2,922	3,229	3,759	1.13
(5) 通所リハビリ テーション	給付費(円)	651,582,250	701,244,238	753,177,314	1.08
	供給量(回数/年)	65,613	70,691	78,216	1.09
	利用者数(月)	717	760	816	1.07
(6) 訪問リハビリ テーション	給付費(円)	45,312,289	69,144,120	89,005,106	1.41
	供給量(回数/年)	8,418	12,682	※ 31,836	2.01
	利用者数(月)	135	195	251	1.37
(7) 特定施設入 居者生活介護	給付費(円)	1,290,958,536	1,446,668,831	1,613,000,858	1.12
	供給量(人数/年)	6,468	7,195	7,596	1.08
	利用者数(月)	539	600	633	1.08
(8) 短期入所生 活介護	給付費(円)	553,665,471	615,840,008	646,670,796	1.08
	供給量(日数/年)	62,713	68,872	76,072	1.10
	利用者数(月)	664	724	760	1.07
(9) 短期入所療 養介護	給付費(円)	82,920,754	89,154,420	92,873,814	1.06
	供給量(日数/年)	8,157	8,504	8,632	1.03
	利用者数(月)	90	89	93	1.02
(10) 福祉用具 貸与	給付費(円)	629,070,812	691,000,613	753,807,166	1.09
	供給量(人数/年)	44,137	48,315	50,076	1.07
	利用者数(月)	3,679	3,864	4,173	1.07
(11) 居宅療養 管理指導	給付費(円)	218,527,888	252,730,478	290,848,574	1.15
	供給量(人数/年)	30,865	35,251	29,820	0.99
	利用者数(月)	2,572	2,069	2,485	1.00

※ 日数から回数へ単位を変更したための増

		第5期推計			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	推計倍率
I 介護サービス諸費		24,570,938,380	26,769,167,794	29,340,671,839	1.09
1 居宅介護サービス給付費		12,894,837,665	14,185,834,609	15,623,641,687	1.10
(1) 訪問介護	給付費(円)	3,394,189,936	3,679,561,853	3,988,964,801	1.08
	必要量・供給量(回数/年)	1,040,768	1,128,192	1,222,960	1.08
	利用者数(月)	4,182	4,491	4,823	1.07
(2) 訪問入浴介護	給付費(円)	439,017,558	458,012,490	477,829,275	1.04
	必要量・供給量(回数/年)	33,133	33,898	34,681	1.02
	利用者数(月)	607	620	632	1.02
(3) 訪問看護	給付費(円)	544,712,091	583,643,313	625,356,995	1.07
	必要量・供給量(回数/年)	71,454	76,045	80,933	1.06
	利用者数(月)	1,103	1,167	1,234	1.06
(4) 通所介護	給付費(円)	3,838,997,953	4,341,906,683	4,910,696,461	1.13
	必要量・供給量(回数/年)	466,492	536,234	616,402	1.15
	利用者数(月)	4,200	4,739	5,349	1.13
(5) 通所リハビリテーション	給付費(円)	874,511,445	1,000,683,498	1,145,059,300	1.14
	必要量・供給量(回数/年)	86,624	96,904	108,405	1.12
	利用者数(月)	886	972	1,066	1.10
(6) 訪問リハビリテーション	給付費(円)	116,254,994	149,648,127	192,633,117	1.29
	必要量・供給量(回数/年)	40,563	52,205	67,188	1.29
	利用者数(月)	320	411	529	1.29
(7) 特定施設入居者生活介護	給付費(円)	1,713,803,314	1,799,493,480	1,889,468,154	1.05
	必要量・供給量(人数/年)	8,100	8,724	9,396	1.08
	利用者数(月)	675	727	783	1.08
(8) 短期入所生活介護	給付費(円)	707,904,190	765,823,408	828,481,453	1.08
	必要量・供給量(日数/年)	81,380	87,937	95,023	1.08
	利用者数(月)	811	873	941	1.08
(9) 短期入所療養介護	給付費(円)	103,376,791	113,714,470	125,085,917	1.10
	必要量・供給量(日数/年)	8,921	9,313	9,721	1.04
	利用者数(月)	97	103	109	1.06
(10) 福祉用具貸与	給付費(円)	827,902,629	909,372,242	998,858,857	1.10
	必要量・供給量(人数/年)	53,418	57,558	62,019	1.08
	利用者数(月)	4,452	4,797	5,168	1.08
(11) 居宅療養管理指導	給付費(円)	334,166,764	383,975,045	441,207,357	1.15
	必要量・供給量(人数/年)	30,730	31,987	33,295	1.04
	利用者数(月)	2,561	2,666	2,775	1.04

		第4期実績			
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度見込	平均倍率
2 地域密着型介護サービス給付費		976,757,931	1,133,858,059	1,259,366,102	1.14
(1)夜間対応型訪問介護	給付費(円)	12,285,904	15,334,687	21,320,754	1.32
	供給量(回数/年)	539	727	834	1.25
	利用者数(月)	45	61	120	1.66
(2)認知症対応型通所介護	給付費(円)	175,009,345	220,997,710	239,993,076	1.17
	供給量(回数/年)	1,801	2,242	※1 22,380	5.61
	利用者数(月)	148	182	197	1.16
(3)小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	955,330	10,803,313	26,090,448	6.86
	供給量(回数/年)	19	50	240	3.72
	利用者数(月)	1	4	20	4.50
(4)認知症対応型共同生活介護	給付費(円)	739,913,954	840,022,186	923,454,408	1.12
	供給量(人数/年)	2,961	3,348	3,624	1.11
	利用者数(月)	248	279	321	1.14
(5)地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(円)	48,593,398	46,700,163	48,507,416	1.00
	供給量(人数/年)	246	238	234	0.98
	利用者数(月)	21	20	20	0.98
3 施設介護サービス給付費		7,478,927,341	7,549,317,990	7,579,897,950	1.01
(1)介護老人福祉施設	給付費(円)	4,023,673,553	4,136,106,305	4,115,356,660	1.01
	供給量(人数/年)	15,662	15,990	16,428	1.02
	※2 割合(%)	1.35%	1.37%	1.39%	1.01
(2)介護老人保健施設	給付費(円)	2,695,762,750	2,744,974,869	2,796,304,474	1.02
	供給量(人数/年)	9,899	9,973	9,948	1.00
	※2 割合(%)	0.86%	0.85%	0.84%	0.99
(3)介護療養型医療施設	給付費(円)	759,491,038	668,236,816	668,236,816	0.94
	供給量(人数/年)	2,095	1,840	1,840	0.94
	※2 割合(%)	0.18%	0.16%	0.16%	0.94
4 居宅介護福祉用具購入費給付費		36,922,660	37,600,714	37,976,721	1.01
	供給量(人数/年)	1,219	1,180	1,169	0.98
	利用者数(月)	102	97	97	0.98
5 居宅介護住宅改修費給付費		76,476,208	78,408,065	85,788,256	1.06
	供給量(人数/年)	839	842	859	1.01
	利用者数(月)	70	70	72	1.01
6 居宅介護サービス計画作成経費		1,001,002,613	1,102,767,766	1,257,316,328	1.12
	供給量(人数/年)	74,264	80,001	93,422	1.12
7 特定入所者介護サービス給付費		708,345,905	746,947,290	747,008,820	1.03
	供給量(回数/年)	31,835	33,988	35,497	1.06

※1 人数から回数へ単位を変更したための増

※2 割合(%)は、各年度の第1号被保険者数に対する利用者の割合

		第5期推計			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	推計倍率
2 地域密着型介護サービス給付費		1,548,677,940	1,722,385,449	1,916,773,322	1.11
(1) 夜間対応型訪問介護	給付費(円)	27,516,845	34,854,909	44,149,854	1.27
	必要量・供給量(回数/年)	1,055	1,348	1,722	1.28
	利用者数(月)	130	160	190	1.21
(2) 認知症対応型通所介護	給付費(円)	291,928,067	349,958,032	419,523,293	1.20
	必要量・供給量(回数/年)	26,349	31,335	37,265	1.19
	利用者数(月)	228	267	313	1.17
(3) 小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	41,431,714	64,840,633	101,475,591	1.57
	必要量・供給量(回数/年)	372	576	900	1.56
	利用者数(月)	31	48	75	1.56
(4) 認知症対応型共同生活介護	給付費(円)	1,138,716,718	1,223,647,279	1,302,539,988	1.07
	必要量・供給量(人数/年)	4,476	4,908	5,340	1.09
	利用者数(月)	373	409	445	1.09
(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(円)	49,084,596	49,084,596	49,084,596	1.00
	必要量・供給量(人数/年)	240	240	240	1.00
	利用者数(月)	20	20	20	1.00
3 施設介護サービス給付費		7,763,230,121	8,256,103,353	8,924,077,559	1.07
(1) 介護老人福祉施設	給付費(円)	4,230,683,855	4,755,527,640	5,471,469,534	1.14
	必要量・供給量(人数/年)	16,428	18,466	21,544	1.15
	割合(%)	1.35%	1.47%	1.68%	1.12
(2) 介護老人保健施設	給付費(円)	2,919,070,553	2,939,552,384	2,939,552,384	1.00
	必要量・供給量(人数/年)	10,689	10,764	10,764	1.00
	割合(%)	0.88%	0.86%	0.84%	0.98
(3) 介護療養型医療施設	給付費(円)	613,475,713	561,023,329	513,055,641	0.91
	必要量・供給量(人数/年)	1,404	1,080	828	0.77
	割合(%)	0.12%	0.09%	0.06%	0.71
4 居宅介護福祉用具購入費給付費		38,083,958	38,577,271	39,076,974	1.01
	必要量・供給量(人数/年)	1,153	1,149	1,145	1.00
	利用者数(月)	96	96	95	0.99
5 居宅介護住宅改修費給付費		86,615,142	88,333,331	90,085,604	1.02
	必要量・供給量(人数/年)	861	871	881	1.01
	利用者数(月)	72	73	73	1.01
6 居宅介護サービス計画作成経費		1,462,698,602	1,670,068,885	1,906,838,550	1.14
	必要量・供給量(人数/年)	102,010	112,513	124,097	1.10
7 特定入所者介護サービス給付費		776,794,952	807,864,896	840,178,143	1.04
	必要量・供給量(回数/年)	35,705	37,134	38,620	1.04

(4) 介護予防サービス  
諸費の推計

		第4期実績			
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度見込	平均倍率
Ⅱ 介護予防サービス諸費		948,789,530	985,041,191	1,035,738,804	1.04
1 介護予防サービス給付費		797,500,860	826,211,501	867,083,344	1.04
(1)介護予防 訪問介護	給付費(円)	327,064,243	335,465,515	336,338,284	1.01
	供給量(人数/年)	15,944	16,369	16,530	1.02
	利用者数(月)	1,329	1,355	1,378	1.02
(2)介護予防 訪問入浴介護	給付費(円)	5,468,592	6,827,778	4,228,804	0.93
	供給量(回数/年)	648	409	432	0.84
	利用者数(月)	12	6	8	0.92
(3)介護予防 訪問看護	給付費(円)	17,664,779	17,010,635	19,556,056	1.06
	供給量(回数/年)	2,782	2,845	3,348	1.10
	利用者数(月)	60	60	64	1.03
(4)介護予防 通所介護	給付費(円)	275,204,480	273,753,741	317,413,708	1.08
	供給量(人数/年)	7,593	8,246	8,510	1.06
	利用者数(月)	633	684	709	1.06
(5)介護予防 通所リハビリ テーション	給付費(円)	56,498,564	51,019,705	60,097,588	1.04
	供給量(人数/年)	1,304	1,272	1,368	1.03
	利用者数(月)	109	106	114	1.02
(6)介護予防 訪問リハビリ テーション	給付費(円)	4,121,083	5,294,376	7,072,218	1.31
	供給量(回数/年)	1,035	1,322	2,393	1.54
	利用者数(月)	13	18	18	1.19
(7)介護予防 特定施設入居 者生活介護	給付費(円)	69,229,957	65,630,025	74,170,762	1.04
	供給量(人数/年)	725	741	768	1.03
	利用者数(月)	60	62	64	1.03
(8)介護予防 短期入所生活 介護	給付費(円)	3,390,116	5,310,748	2,460,102	1.01
	供給量(日数/年)	517	545	583	1.06
	利用者数(月)	9	8	8	0.94
(9)介護予防 短期入所療養 介護	給付費(円)	251,512	1,910,139	905,212	4.03
	供給量(日数/年)	24	192	144	4.38
	利用者数(月)	2	2	2	1.00
(10)介護予防 福祉用具貸与	給付費(円)	24,448,464	42,931,259	30,461,490	1.23
	供給量(人数/年)	3,764	4,678	4,956	1.15
	利用者数(月)	314	380	413	1.15
(11)介護予防 居宅療養管理 指導	給付費(円)	14,159,070	21,057,580	14,379,120	1.09
	供給量(人数/年)	1,917	1,788	1,488	0.88
	利用者数(月)	160	111	124	0.91

		第5期推計			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	推計倍率
Ⅱ 介護予防サービス諸費		1,111,910,623	1,179,653,957	1,228,974,806	1.05
1 介護予防サービス給付費		928,634,374	982,466,861	1,016,357,026	1.05
(1) 介護予防 訪問介護	給付費(円)	350,184,870	357,839,023	361,417,414	1.02
	必要量・供給量(人数/年)	16,546	16,910	17,282	1.02
	利用者数(月)	1,379	1,409	1,440	1.02
(2) 介護予防 訪問入浴介護	給付費(円)	4,107,134	3,914,978	3,731,813	0.95
	必要量・供給量(回数/年)	361	304	257	0.84
	利用者数(月)	7	7	6	0.93
(3) 介護予防 訪問看護	給付費(円)	20,967,334	22,063,499	23,216,971	1.05
	必要量・供給量(回数/年)	3,646	4,011	4,413	1.10
	利用者数(月)	65	67	70	1.04
(4) 介護予防 通所介護	給付費(円)	352,265,736	386,347,446	402,562,036	1.07
	必要量・供給量(人数/年)	9,049	9,719	10,439	1.07
	利用者数(月)	754	810	870	1.07
(5) 介護予防 通所リハビリ テーション	給付費(円)	61,736,056	62,500,529	63,274,468	1.01
	必要量・供給量(人数/年)	1,337	1,320	1,304	0.99
	利用者数(月)	111	110	109	0.99
(6) 介護予防 訪問リハビリ テーション	給付費(円)	7,893,786	8,683,165	9,551,481	1.10
	必要量・供給量(回数/年)	2,606	2,867	3,153	1.10
	利用者数(月)	19	21	23	1.10
(7) 介護予防 特定施設入居 者生活介護	給付費(円)	76,520,972	78,017,340	79,542,969	1.02
	必要量・供給量(人数/年)	780	816	840	1.04
	利用者数(月)	65	68	70	1.04
(8) 介護予防 短期入所生活 介護	給付費(円)	2,289,003	2,104,760	1,935,347	0.92
	必要量・供給量(日数/年)	591	605	620	1.02
	利用者数(月)	8	9	9	1.06
(9) 介護予防 短期入所療養 介護	給付費(円)	1,465,573	2,344,916	3,751,866	1.60
	必要量・供給量(日数/年)	228	365	584	1.60
	利用者数(月)	2	3	4	1.42
(10) 介護予防 福祉用具貸与	給付費(円)	36,092,149	42,767,886	50,678,391	1.18
	必要量・供給量(人数/年)	5,933	7,175	8,676	1.21
	利用者数(月)	494	598	723	1.21
(11) 介護予防 居宅療養管理 指導	給付費(円)	15,111,761	15,883,319	16,694,270	1.05
	必要量・供給量(人数/年)	1,414	1,356	1,302	0.96
	利用者数(月)	118	113	109	0.96

		第4期実績			
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度見込	平均倍率
2 地域密着型介護予防サービス給付費		6,810,853	6,619,835	7,022,722	1.02
(1)介護予防 認知症対応型 通所介護	給付費(円)	0	1,083,805	1,311,162	1.21
	供給量(回数/年)	0	128	155	1.21
	利用者数(月)	0	23	12	0.52
(2)介護予防 小規模多機能 型居宅介護	給付費(円)		0	0	0.00
	供給量(人数/年)		0	0	0.00
(3)介護予防 認知症対応型 共同生活介護	給付費(円)	6,810,853	5,536,030	5,711,560	0.92
	供給量(人数/年)	28	23	24	0.93
	利用者数(月)	2	2	2	1.00
3 介護予防福祉用具購入費給付費		6,372,878	6,131,999	5,886,719	0.96
	供給量(人数/年)	266	262	257	0.98
	利用者数(月)	22	22	21	0.98
4 介護予防住宅改修費給付費		30,818,266	32,819,060	35,963,004	1.08
	供給量(人数/年)	300	309	330	1.05
	利用者数(月)	25	26	28	1.06
5 介護予防サービス計画作成経費		107,030,783	113,057,116	119,664,635	1.06
	供給量(人数/年)	22,982	23,962	25,837	1.06
6 特定入所者介護予防サービス給付費		255,890	201,680	118,380	0.69
	供給量(回数/年)	55	36	18	0.58

### (5) 審査支払手数料の 推計

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度見込	平均倍率
Ⅲ 審査支払手数料		34,251,965	36,900,850	39,704,490	1.08
	供給量(回数/年)	360,547	388,430	417,942	1.08

### (6) 高額介護サービス費 の推計

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度見込	平均倍率
Ⅳ 高額介護サービス費		404,353,193	435,113,634	449,166,302	1.05
	供給量(回数/年)	37,978	40,817	41,001	1.04

### (7) 高額医療合算介護 サービス費の推計

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度見込	平均倍率
Ⅴ 高額医療合算介護サービス費		27,625,897	82,378,590	32,354,246	1.69
	供給量(回数/年)	634	2,341	913	2.04

### (8) 区特別給付費の推計

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度見込	平均倍率
Ⅵ 区特別給付費		36,464	374,560	1,420,760	7.03
24時間訪問介護 支援	供給量(回数/年)	10	103	386	7.02
	登録者数(年)	15	80	110	3.35

		第5期推計			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	推計倍率
2 地域密着型介護予防サービス給付費		8,976,855	11,377,215	14,468,415	1.27
(1)介護予防 認知症対応型 通所介護	給付費(円)	1,463,478	1,609,825	1,770,808	1.10
	必要量・供給量(回数/年)	169	186	204	1.10
	利用者数(月)	13	14	16	1.11
(2)介護予防・ 小規模多機能 型居宅介護	給付費(円)	0	0	0	0.00
	必要量・供給量(人数/年)	0	0	0	0.00
(3)介護予防 認知症対応型 共同生活介護	給付費(円)	7,513,377	9,767,390	12,697,607	1.30
	必要量・供給量(人数/年)	36	48	72	1.42
	利用者数(月)	3	4	6	1.42
3 介護予防福祉用具購入費給付費		5,613,365	5,406,772	5,207,782	0.96
	必要量・供給量(人数/年)	252	249	247	0.99
	利用者数(月)	21	21	21	1.00
4 介護予防住宅改修費給付費		38,486,360	41,602,796	44,971,586	1.08
	必要量・供給量(人数/年)	350	375	401	1.07
	利用者数(月)	29	31	33	1.07
5 介護予防サービス計画作成経費		129,992,987	138,593,631	147,763,315	1.07
	必要量・供給量(人数/年)	27,670	29,933	32,381	1.08
6 特定入所者介護予防サービス給付費		206,682	206,682	206,682	1.00
	必要量・供給量(回数/年)	41	41	41	1.00

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	推計倍率
Ⅲ 審査支払手数料		34,304,652	37,049,088	40,013,012	1.08
	必要量・供給量(回数/年)	451,377	487,488	526,487	1.08

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	推計倍率
Ⅳ 高額介護サービス費		485,099,606	523,907,575	565,820,181	1.08
	必要量・供給量(回数/年)	44,281	47,824	51,649	1.08

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	推計倍率
Ⅴ 高額医療合算介護サービス費		38,825,095	46,590,114	55,908,137	1.20
	必要量・供給量(回数/年)	1,099	1,319	1,583	1.20

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	推計倍率
Ⅵ 区特別給付費		1,780,560	2,190,089	2,693,809	1.23
24時間訪問介護 支援	必要量・供給量(回数/年)	478	580	680	1.19
	登録者数(年)	120	145	170	1.19

### (9) 区分支給限度基準額を超える額の設定

区分支給限度基準額(※)に対する平均利用割合が56%程度であることから、区分支給限度基準額を超える額の設定は行わないこととします。

※1か月に利用できる要支援・要介護度ごとの保険給付費の上限額

### (10) 保健福祉事業

介護者等の支援事業等、必要な事業については、現在、一般施策として実施していますので、介護保険制度上の保健福祉事業としては行わないこととします。

### (11) 介護保険サービス総給付費の推計

平成24年～26年度における各サービスの給付費推計額をまとめると下表のとおりになります。

#### <平成24～26年度における介護保険サービス給付費の見込み>

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 介護サービス諸費	24,570,938,380 円	26,769,167,794 円	29,340,671,839 円
2 介護予防サービス諸費	1,111,910,623 円	1,179,653,957 円	1,228,974,806 円
3 審査支払手数料	34,304,652 円	37,049,088 円	40,013,012 円
4 高額介護サービス費	485,099,606 円	523,907,575 円	565,820,181 円
5 高額医療合算介護サービス費	38,825,095 円	46,590,114 円	55,908,137 円
合計	26,241,078,356 円	28,556,368,528 円	31,231,387,975 円

(上記給付費には、介護報酬改定分を含んでいます。)

平成24～26年度の各会計を合計した額を標準給付見込額といいます。

① 86,028,834,859 円

#### <平成24～26年度における地域支援事業費の見込み>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費	600,000,000円	610,000,000円	620,000,000円

なお、地域支援事業費の財源規模は、標準給付見込額の3%以内となっています。

② 1,830,000,000 円

<平成 24～26 年度における区特別給付費の見込み>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区特別給付費	1,780,560 円	2,190,089 円	2,693,809 円

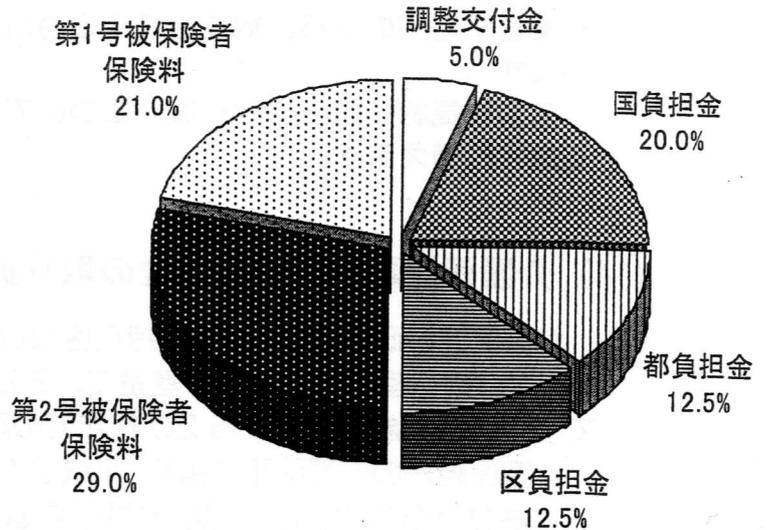
◎ 6,664,458 円

以上により、保険料算定基礎額 (A) + (B) + (C) = 87,865,499,317 円

(12) 介護保険の財源

<介護保険給付費の財源内訳>

利用者の自己負担を除くサービスに係る費用の財源内訳は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」により被保険者の財源負担割合が変わった結果、第1号被保険者の財源負担割合が 20%から 21%になります。



※調整交付金は全国平均値

※施設等給付費（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費）についての負担割合は、国負担金 15%、都負担金 17.5%となります。

<地域支援事業費の財源内訳>

地域支援事業費には、介護予防事業費と包括的支援事業諸費があり、財源割合は次のとおりです。

	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料	国負担金	都負担金	区負担金
介護予防事業費	21%	29%	25%	12.5%	12.5%
包括的支援事業諸費	21%	—	39.5%	19.75%	19.75%

<区特別給付費の財源内訳>

区特別給付費には、第1号被保険者の保険料が当てられます。

### (13) 介護保険給付準備基金の取り扱い

介護保険給付準備基金は、介護保険における保険給付の資金に充てるために設置した基金です。毎年度の決算で保険料の余剰金が出た場合、この基金に積み立てて管理しています。この基金は、保険料が不足した場合、不足分に充てるとともに、保険料設定の際、保険料の増額幅を抑制するため計画的に取り崩します。第4期（平成21～23年度）では、基金残高17億9千万円のうち、保険料の増額幅を抑制するため16億3千万円を取り崩し、23区で4番目に安い保険料を実現しました。

第5期（平成24～26年度）の保険料の算定にあたっては、保険者（区）が最低限必要と認める額を除き全額取り崩すという国の指導に従い、基金残高約5億2千万円のうち、約4億2千5百万円を取り崩し、保険料の増額幅を抑制します。

基金残高約1億円の取り扱いについては、第5期計画期間に保険料が不足する場合に備えます。

### (14) 介護保険財政安定化基金の取り扱い

介護保険財政安定化基金は、特別区及び市町村の介護保険財政の安定化に資するため、東京都に設置された基金で、その拠出割合は、国 1/3・都 1/3・区 1/3です。区は平成12年から20年までの間に指定された額を拠出しています。

介護保険法の一部改正により、平成24年度に限り一部を取り崩すことができることとされたもので、区の拠出分は区に返還され、保険料の増額幅を抑えるために使われます。（国・都拠出分は国・都に返還されますが、介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めることとされます。）

東京都から本区に返還される約2億4千7百万円全額を保険料の増額幅を抑制するために活用します。

### (15) 第1号被保険者の保険料基準額の設定

保険料算定基礎額を基に、高齢者の所得分布状況による補正を行い、保険料予定収納率等を勘案する一方、介護保険給付準備基金を取り崩すとともに、東京都の介護保険財政安定化基金返還金を活用することで、第5期（平成24～26年度）の保険料の基準額を算出しました。

#### 第5期（平成24～26年度）保険料額

基準保険料（年額）	62,160円（第4期 46,080円）
基準保険料（月額）	5,180円（第4期 3,840円）

※ 介護報酬の引き上げ分・基金の取り崩し分を含んだ基準保険料額です。

## (16) 第1号保険料の設定

### 1) 所得段階と乗率の設定

第5期事業計画では、政令の改正により設定可能となった特例第3段階も含め、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料負担とすべく、特例段階を含む保険料段階を15段階に設定します。(第4期事業計画では10段階)

低所得段階では、保険料の負担軽減を図るため、第2段階の乗率を0.500から0.450に、新たに設けた特例第3段階の乗率を従来の第3段階の乗率0.625から0.600に、特例第4段階の乗率を0.950から0.925に、第5段階の乗率を1.125から1.100に軽減しています。また、第1段階のうち、老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方については、第4期計画同様、第3期計画時点の第1段階保険料額(年額17,520円)に据え置きます。

負担が可能と考えられる所得段階では、3段階から7段階に細分化し、最大で合計所得金額が2,000万円以上の方については、乗率を2.700としました。

所得段階	判定所得等	基準額に対する割合	第4期事業計画の所得段階と乗率	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税の方	基準額×0.450	第1段階	0.400
第2段階	・区民税世帯非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.450	第2段階	0.500
特例 第3段階	・区民税世帯非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.600	第3段階	0.625
第3段階	・区民税世帯非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.625		
特例 第4段階	・区民税本人非課税で、課税世帯に属し 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.925	特例 第4段階	0.950
第4段階	・区民税本人非課税で、課税世帯に属し 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額=1.000	第4段階	1.000
第5段階	・区民税本人課税 (合計所得金額125万円未満)	基準額×1.100	第5段階	1.125
第6段階	・区民税本人課税 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	基準額×1.250	第6段階	1.250
第7段階	・区民税本人課税 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	基準額×1.500	第7段階	1.500
第8段階	・区民税本人課税 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	基準額×1.600		
第9段階	・区民税本人課税 (合計所得金額500万円以上800万円未満)	基準額×2.050	第8段階	1.850
第10段階	・区民税本人課税 (合計所得金額800万円以上1,100万円未満)	基準額×2.400	第9段階	2.000
第11段階	・区民税本人課税 (合計所得金額1,100万円以上1,500万円未満)	基準額×2.500		
第12段階	・区民税本人課税 (合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満)	基準額×2.600		
第13段階	・区民税本人課税 (合計所得金額2,000万円以上)	基準額×2.700		